

Intellectual Property

Newsletter No.114

Contents

特許侵害

方法の発明に係る特許について間接の間接侵害の成立が否定された事例

東京地裁(46部)令和8年4月15日判決〔Simeji事件〕

審決取消

相違点の容易想到性の判断に誤りがあるとして審決を取り消した事例

知財高裁(3部)令和8年3月26日判決〔光拡散層形成用塗料事件〕

商標

商標出願者の書面が商標法13条の2の「警告」に当たらないとされた事例

東京地裁(29部)令和8年3月18日判決〔関ヶ原検定事件〕

著作権

量産実用品の著作物性について判断した最高裁判決のご紹介

最高裁(第二小法廷)令和8年4月24日判決〔TRIPP TRAPP III事件〕

特許侵害

方法の発明に係る特許について間接の間接侵害の成立が否定された事例



水野 真孝

PROFILE [はこちら](#)

東京地裁(46部)令和8年4月15日判決(令和6年(ワ)第70583号)裁判所ウェブサイト
〔Simeji事件〕

1 事案の概要

本件は、原告ら(「X」)が、特許第6446634号(「本件特許」)に基づき、スマートフォン及びタブレット用文字入力キーボードアプリケーションである「Simeji」(「Y製品」)を製造販売していた被告(「Y」)に対し、Y製品が本件特許に係る特許権(「本件特許権」)を侵害するとして、損害賠償を請求した事案です。

裁判所は、Y製品が本件特許権を侵害しないとして、Xの請求を棄却しました。

2 本件特許の内容

本件特許に係る発明(「本件発明」)は、液晶キーボードの背景の画像を着せ替える方法に関する方法の発明です。本件訴訟において対象となった、本件特許の請求項2及び請求項3は以下のとおりです。

【請求項2】

液晶画面におけるローマ字入力のキーボード部又は日本語入力のテンキーによるキーボード部内に表示されている

1個又は複数個のキーを選択し、

模様を含む画像又は図柄である画素材を取り込み、

該選択された各キー毎に同一の該取り込まれた画素材を背景画として貼付けることを特徴とする、

液晶キーボードの背景の画像を着せ替える方法。

【請求項3】

該画素材は、貼付け前に拡大縮小、移動、または変形による編集がなされる

請求項2に記載の液晶キーボードの背景の画像を着せ替える方法。

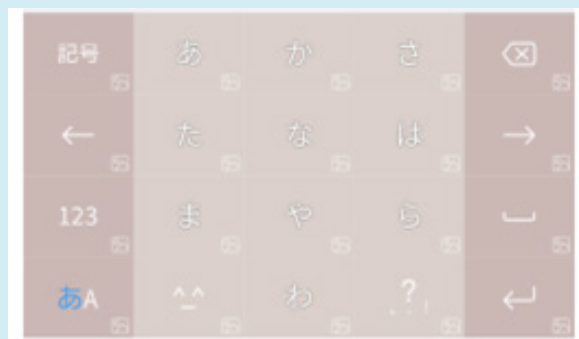
3 Y製品の内容

Y製品は、スマートフォンやタブレット(「スマートフォン等」)の液晶キーボードのボタンの背景画像を着せ替える機能が搭

載されているアプリケーションです。利用者(ユーザー)は、Y製品をスマートフォン等にインストールし、当該スマートフォン等でY製品を起動して操作することで、下記のとおりスマートフォン等の液晶キーボードの表示を変更(着替え)することができます。

【Y製品の使用例】

液晶キーボード着替え前



液晶キーボード着替え後



4 本件の争点及び裁判所の判断

本件の争点は多岐にわたりますが、Y製品の製造販売が本件特許の間接侵害(特許法101条4号及び5号¹⁾)に該当するかが主な争点となりました。

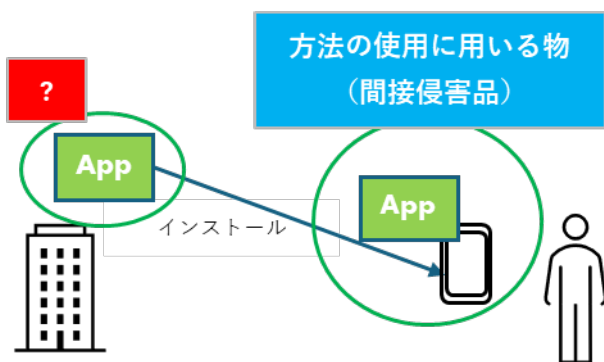
間接侵害は、直接侵害(発明の実施)を惹起する蓋然性の高い予備的・準備的行為や、直接侵害を惹起させる補助行為を特許権侵害とみなす規定です。本件では方法の発明の間接

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

侵害として、特許法101条4号及び5号が問題となっており、これらの条文は「その方法の使用にのみ用いる物」か、「その方法の使用に用いる物」の生産・譲渡等の行為を間接侵害として規定するものです。

本件発明の実施、すなわち、液晶キーボードの背景の画像を着せ替える方法を使用する行為は、ユーザーがスマートフォン等を使用して行う行為であり、その使用行為に用いる「物」は、液晶キーボードの背景の画像を着せ替える方法をプログラムしたアプリケーションがインストールされているスマートフォン等です。他方、Y製品は、あくまでスマートフォン等にインストールするアプリケーションであり、ユーザーが使用するスマートフォン等ではありません。このような状況を踏まえ、Y製品の製造販売が特許法101条4号及び5号に該当するかという点が争点となりました。この論点は、いわゆる、「間接の間接侵害」と呼ばれる問題であり、後述の一太郎事件控訴審判決においては、この場合の間接侵害の成立を否定する判示がされていました。



裁判所は、Y製品の製造販売が特許法101条4号及び5号の間接侵害には該当しない旨判示しました。

具体的には、知的財産高等裁判所平成17年(ネ)第10040

号同年9月30日特別部判決(一太郎事件控訴審判決)を摘示し、「特許法101条4号及び5号は、その物自体を利用して特許発明に係る方法を実施することが可能である物についてこれを生産、譲渡等する行為を特許権侵害とみなすものであり、特許発明に係る方法を実施することが可能である物の生産に用いられる物を生産、譲渡等する行為を特許権侵害とみなすものではないものと解される」とした上で、「その物自体を利用して本件各発明に係る方法を実施することが可能である物は被告製品をインストールしたスマートフォン等であって、被告製品は、そのようなスマートフォン等の生産に用いられる物である」(下線は筆者が付した。)としてY製品の製造販売が特許法101条4号及び5号の間接侵害に当たるとすることはできないと判示しました。

Xは、①特許出願において物の発明と方法の発明の選択は、出願者が任意に行うものであり、プログラムに係る発明を方法の発明として特許出願した場合にもその保護を図る必要がある、②プログラムが特許法101条2号の「その物の生産に用いる物」に当たると解するのに、同条5号の「その方法の使用に用いる物」に当たらないと解するのは、均衡を失すると主張しましたが、裁判所は、「物の発明と方法の発明で間接侵害の成立範囲が異なることがあるのは当然である」、「プログラムは物の発明として特許法における保護対象となり得る…のであるから、原告会社において、物の発明としてではなく、あえて方法の発明として本件各発明に係る特許を取得した以上、被告製品の製造販売について間接侵害が成立しないと解したからといって、同法による保護に欠けるものとはいえない」と判示しました。

また、Xは、③スマートフォン等とプログラムの関係は、単なる物と部品という関係とは異なるから、プログラムを動作させるこ

¹ 特許法101条4号及び5号は以下のとおりです。

「次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす…

四 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

五 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものを除く。)であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為」

次ページへ続く ▼

とで使用される方法の発明について、特許法101条5号の「物」にプログラムが含まれると解しても、発明の方法を実施する機能を備えるプログラムに限定されるため、間接侵害の成立範囲は不当に広がらない、④同条4号は、「その方法の使用にのみ用いる物」と「のみ」による限定がされており、間接侵害の成立範囲が不当に広がることもないといった主張もしましたが、裁判所はこれらの主張も前記の判示を左右するものではないとして、排斥しました。

5 まとめ

以上のとおり、裁判所は、一太郎事件控訴審判決を踏襲し、スマートフォン等にアプリケーションをインストールした上で操作することで方法の発明の実施がされる場合に、当該アプリケーションの製造販売は当該方法の発明に係る特許の間接侵害に該当しない、すなわち、間接の間接侵害を否定する旨判示しました。間接の間接侵害については、これを肯定する学説も有力であり、今後の動向を注視すべきと思われます。

また、本件のように、物の発明として特許を取るか、方法の発明として特許を取るかによって、間接侵害が認められるか否かが変わる事例もあるため、どちらで特許を出願するかは慎重に検討する必要があると考えられます。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

相違点の容易想到性の判断に誤りがあるとして審決を取り消した事例



鷲見 健人

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)令和8年3月26日判決(令和7年(行ケ)第10043号)裁判所ウェブサイト
〔光拡散層形成用塗料事件〕

1. 事案の概要

本件は、発明の名称を「光拡散層形成用塗料、プロジェクションスクリーン用フィルム、及びプロジェクションスクリーン」とする特許出願(特願2019-201113号。以下「本願」)について拒絶査定を受け、さらに拒絶査定不服審判請求に対して不成立審決(以下「本件審決」)を受けた原告が、本件審決の取消しを求めた事案です。

本件審決は、補正後の請求項1に係る発明(以下「本願発明」)は進歩性を欠くとして本願を拒絶しましたが、裁判所は、本件審決における相違点の容易想到性の判断及び予測できない顕著な効果の判断に誤りがあるとして、本件審決を取り消しました(以下「本判決」)。

本稿では、本判決のうち、本件審決と判断が分かれた相違点1の容易想到性の判断に関する部分を中心に、判決のポイントをご紹介します。

2. 本件審決の判断

本願発明のクレームは、以下のとおりです。

「(A) 活性エネルギー線硬化性樹脂100質量部;及び、
(B) 希土類燐酸塩微粒子 0.1~50質量部;
を含むプロジェクションスクリーンの光拡散層形成用塗料。」

本件審決は、本願発明と引用発明の相違点1として、「本願発明においては、『樹脂』が『活性エネルギー線硬化性』であるとの限定があるのに対して、引用発明においては、『樹脂』の硬化・軟化特性については特定されていない点。」と認定しました。

本件審決は、上記相違点1に関し、「『短時間で硬化する、無溶剤型にできる等の長所を有する、紫外線硬化樹脂を含むエネルギー線硬化樹脂には様々な種類があり、光学的な分野を含む幅広い分野で利用されていること』は技術常識

であり(技術常識1)、さらに、『透過光の視認性と投影される映像の視認性が求められる透明スクリーンにおいて、光散乱材料となる粒子を含有させる樹脂として、電離放射線硬化樹脂や紫外線硬化樹脂を用いること』も当業者に周知の技術である(周知技術1)」と認定した上で、これらの技術常識1及び周知技術1に基づき、「引用発明において、樹脂として周知の『電離放射線や紫外線等の活性エネルギー線で硬化する樹脂』を用いること…は、当業者が容易に想到できた設計変更にすぎない。」と判断しました。

3. 本判決の判断

(1) 相違点1の評価

本判決は、本件審決の引用文献及び他の証拠から認定できる本願優先日の周知技術は、「透明スクリーンに用いられる樹脂の選択肢として、本件審決が周知技術1として認定した、活性エネルギー線硬化性樹脂である『電離放射線硬化樹脂や紫外線硬化樹脂』のみではなく、『熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂、又は活性エネルギー線硬化性樹脂』が知られている、ということである」と判示し、本件審決が認定した周知技術1には誤りがあるとしてしました。

そして、本判決は、本件審決が認定した相違点1が存すること自体には同意しつつも、「本願の優先日当時の技術常識として、透明スクリーンに用いられる樹脂の選択肢として、『熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂、又は活性エネルギー線硬化性樹脂』が知られていたものとする、本願発明は、いわゆる選択発明である可能性があり、加えて、相違点1が本願発明の効果に関連した構成要件に係るものであることも考慮すると、「本願発明の相違点1の容易想到性の判断に際しては、いわゆる選択発明における判断手法が妥当する可能性がある」と判示しました。

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

その上で、選択発明の意義及びその特許性の判断手法に関し、「いわゆる選択発明は、構成要件の中の全部又は一部が上位概念で表現された先行発明に対し、その上位概念に包含される下位概念で表現された発明であって、先行発明が記載された刊行物中に具体的に開示されていないものを構成要件として選択した発明をいい、この発明が先行発明を記載した刊行物に開示されていない顕著な効果、すなわち、先行発明によって奏される効果とは異質の効果、又は同質の効果であるが際立って優れた効果を奏する場合には先行発明とは独立した別個の発明として特許性を認めるのが相当である。」と判示しました。

(2) 本願発明に至る動機付けに係る判断

本判決は、選択発明の判断手法に基づく検討に入る前に、相違点1に想到する(活性エネルギー線硬化性樹脂を採用する)動機付けの有無を検討しています。

本判決は、①「引用発明の樹脂として、引用文献1(注:引用発明が記載されている文献)には、活性エネルギー線硬化性樹脂に関する記載も示唆もないため、…活性エネルギー線硬化性樹脂を採用する動機付けがある…とすることはできない」(引用文献1による動機付けの否定)、②「活性エネルギー線硬化性樹脂は、選択肢の一つとして知られているにとどまり、活性エネルギー線硬化性樹脂が、熱可塑性樹脂や熱硬化性樹脂と比べて好適であるとか、上記樹脂として熱可塑性樹脂や熱硬化性樹脂ではなく活性エネルギー線硬化性樹脂が選択されることが一般的であるなど、その周知の選択肢群のなかから、活性エネルギー線硬化性樹脂を積極的あるいは優先的に選択すべき事情のあることまでは、知られていたとはいえない」ため、「引用発明における樹脂として、活性エネルギー線硬化性樹脂を選択しようとする動機付けは、上記周知技術から導き出されるとはいえないし、最適又は好適なものとしての選択ということもできない」(周知技術による動機付けの否定)、と判断しました。

本判決は、これらの動機付けが認められないことを確認

した上で、先に述べた選択発明の特許性の判断手法に従い、「本願発明が、…活性エネルギー線硬化性樹脂…を採用することにより、仮に、先行発明を記載した刊行物(引用文献1)に開示されていない顕著な効果、すなわち、先行発明によって奏される効果とは異質の効果、又は同質の効果であるが際立って優れた効果を奏する場合には先行発明とは独立した別個の発明として特許性が認められる余地があるものというべき」と判示しました。

(3) 選択発明の特許性の判断手法の当てはめ

本件審決は、予測できない顕著な効果の有無に関し、「実験結果は何ら驚くべきことでなく当業者が予測困難な効果ではない」と判断していました。

この点について、本判決は、①「本願発明がいわゆる選択発明として特許性が認められるか否かとの観点から、本願発明は、引用発明によって奏される効果とは異質の効果を奏するのか、あるいは、同質の効果であるが際立って優れた効果を奏するのか、についての検討を行った上でその効果を評価したものではないから、判断の前提において相当でない。」とし、選択発明に係る判断手法に従った判断を行っていないことを理由として本件審決の上記判断を否定しつつ、②その判断の内容をみても、その内容は当業者の通常理解に反して判断をしているとして、これらの誤りが本件審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである、と帰結しています。

4. コメント

以上のとおり、本判決は、①証拠に基づき本願優先日当時の周知技術を再認定し、相違点1に係る特許性の判断に当たっては選択発明に係る判断手法が妥当し得ることを指摘した上で、②引用文献及び周知技術に基づき活性エネルギー線硬化性樹脂を採用する動機付けがあったとは認められないと判断し、通常の進歩性判断に従った容易想到性が認められないことを確認した後に、③改めて、選択発

次ページへ続く ▼

明に係る判断手法が採用されるべきであるとして、本件審決の顕著な効果に係る判断の検討に入った点が特徴的といえます。また、本件審決は、進歩性欠如の判断過程において「予測できない顕著な効果」の有無に係る判断を行っていたところ、本判決は、本件審決が、選択発明に係る判断手法における「顕著な効果」、すなわち「引用発明によって奏される効果とは異質の効果を奏するのか、あるいは、同質の効果であるが際立って優れた効果を奏するのか」の検討を行っていないとして、その判断の前提において相当でない、と評価している点も特徴的です。

本件は事例判断ではありますが、本判決には通常の進歩性判断と選択発明の特許性の判断手法の差異及び当てはめの差異が顕著に表れており、特に、選択発明とも評価し得る発明の新規性・進歩性の主張構築に当たって参考になるものと思われましたので、ご紹介した次第です。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標

商標出願者の書面が商標法13条の2の「警告」に当たらないとされた事例



手代木 啓

PROFILE [はこちら](#)

東京地裁(29部)令和8年3月18日判決(令和7年(ワ)第70146号)裁判所ウェブサイト
〔関ヶ原検定事件〕

1 事案の概要

本件は、以下に記載の原告商標1乃至原告商標3(あわせて「原告各商標」)に係る商標権を有する原告Xが、原告各商標の登録出願後に警告書を送付したにもかかわらず、被告関ヶ原町、同町長及び同町の職員2名(「Yら」)が無断で原告各商標を使用したとして、原告各商標を付した物品の頒布の差止め等を求めるとともに、商標法13条の2に基づき損失相当額105万円等の支払いを求めた事案です。本稿では、後者の商標法13条の2に基づく主張に係る論点について扱います。

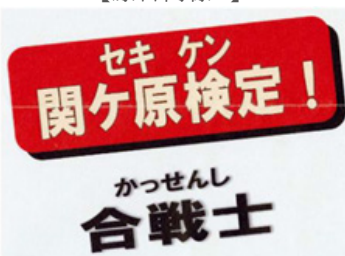
【原告商標1】



【原告商標2】



【原告商標3】



2 前提

前提として、商標権の効力は設定登録により発生しますので、商標権侵害に基づく権利行使は商標権の設定登録後にしか行えません。しかし、商標登録出願人は、商標の出願後、登録前であっても、他人が当該商標を使用したことにより生じた損失の補償を求めることができます。このことを定めたのが商標法13条の2です。商標法13条の2に基づく請求の要件は、①商標登録出願していること、②商標登録出願人が出願内容を記載した書面で相手方に警告していること、③警告後に相手方がその商標を使用したこと、④相手方がその商標を使用したことにより、出願人が業務上の損失を受けたことです。本件ではとくに②の要件を充足しているかが問題となりました。

3 争点とこれに対する裁判所の判断

Xは、令和2年7月14日に原告商標1、同月16日に原告商標2、令和3年6月18日に原告商標3の出願をそれぞれ行いました。他方、Yらの一人である関ヶ原町は、令和2年7月頃から関ヶ原検定と称する事業を企画し、令和3年1月20日から同年3月12日までの間、その一環としてプレ検定を実施した際、原告各商標の構成の一部の表示を含むポスターを作成、頒布しました。

これに対して、Xは、令和3年6月17日に、関ヶ原町の職員で関ヶ原検定事業の担当者(Yらに含まれる関ヶ原町職員2名)宛に、関ヶ原検定の実施に対し、原告商標権の侵害行為の差止めを求める旨の書面(「本件警告書」)を送付しました。

本件警告書には次のような内容が記載されていました。

・「関ヶ原役場地域振興課●●課長様、関ヶ原歴史民俗学習館●●館長様『知的財産侵害警告』」

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- ・「関ヶ原検定(セキケン)、及び『合戦士』の商標は、当方が所持(登録)しています。」
- ・「貴殿らがホームページを含む関ヶ原検定と称する事業で、同商標の『使用に関するライセンス契約』を締結せずに、無断使用を行っている状態と考えられます。」
- ・「当方は、貴殿らに対し、同商標及び同デザインの全ての無断使用の即時差し止めを求めます。」
- ・「回答の内容・有無によって、当方は、7月1日をもって、以下の手続きに入る予定を考えています。
 - ①:関ヶ原町役場の●●町長及び総務課人事に、本文を送付し、『知的財産権侵害の事実』を伝えます。
 - ②:本件に係る差し止め損害賠償請求の訴えを裁判所及び特許庁に提起します。訴訟相手には、関ヶ原町長を始め、問題集の作成を請け負う印刷会社も含まれます。」

本件ではこの本件警告書が、商標法13条の2における「警告」(上記要件②)に当たるかが争点となりました。

この点について、裁判所は、概要以下のように判示して、本件警告書は商標法13条の2の「警告」には当たらないと判断しました。

- ・商標法13条の2の警告は、出願に係る商標の使用をした者に対してする必要があるところ、関ヶ原町以外のYらについては、関ヶ原検定事業の主体であることを認めるに足りる証拠はない。
- ・本件警告書の名宛人は関ヶ原検定事業の担当者らであり、同書には担当者らの対応次第では関ヶ原町長に対し「知的財産権侵害の事実」を通知する旨の記載があること、換言すれば、本件警告書は担当者らにおける対応を求める趣旨にとどまり、これをもって直ちに関ヶ原町又は同町長に対して警告を発する趣旨のものではなかったことが認められる。
- ・以上の点をおくとしても、本件警告書には、「関ヶ原検定(セキケン)」及び「合戦士」の商標登録を得ている旨の

記載は存在するものの、当該記載が原告各商標に係る商標登録出願の内容である旨の記載や、商標登録出願において記載が求められる内容に係る記載はない。

- ・原告商標3については、Xが本件警告書を送付したのが原告商標3の出願日より前であることから、そもそも、商標法13条の2所定の警告があると認める余地はない。

4. まとめ

本判決において、商標法13条の2の「警告」の名宛人は「出願に係る商標の使用をした者」である必要があることが明確になりました。また、同条の「警告」に該当するためには、警告書の内容において出願商標を特定し、指定商品又は指定役務といった商標出願において記載が求められる内容を記載する必要があることも示されています。

上記2で述べたとおり、商標権の設定登録前であっても、商標法13条の2に基づく金銭的請求は可能ですが、同請求を見据えた警告を送付する場合には、その名宛人及び内容が同条の「警告」に該当するものとなっているかを本判決を踏まえてご検討いただくことが望ましいと考えます。

商標法13条の2の要件について判断した裁判例は多くはなく、同条の金銭的請求に関する実務の参考になると考え、本判決をご紹介します。

[目次へ戻る](#)



著作権

量産実用品の著作物性について判断した最高裁判決のご紹介



古庄 俊哉

PROFILE [はこちら](#)

最高裁(第二小法廷)令和8年4月24日判決(令和7年(受)第356号)裁判所ウェブサイト
〔TRIPP TRAPP III事件〕

1. はじめに

有名デザイナーがデザインした子供用椅子「TRIPP TRAPP(トリップ・トラップ)」(「本件椅子」)のデザインが著作権法により保護されるかが争われた事案について、令和8年(2026年)4月24日、最高裁は、本件椅子は著作物に当たるとはいえないとして、上告人Xら(一審原告・控訴人)の上告を棄却しました。

本件椅子のような実用に供する物品に応用される美的な表現(いわゆる応用美術)がいかなる場合に著作権法により保護されるかについては長年にわたって議論が続いてきたところ、本判決により、応用美術の著作物性が認められる要件について最高裁としての判断が示されました。

本稿では、本件の事案の概要及び最高裁の判断をご紹介します。本判決の意義について若干コメントしたいと思います。

2. 事案の概要

(1) Xらの請求について

本件において、Xらは、本件椅子は上告人X1が著作権を有する著作物であり、上告人X2がその独占的利用権に基づき製造販売していることを根拠として、被上告人Yによる子供用椅子(「Y製品」)の製造販売は本件椅子に係る複製権・独占的利用権を侵害するなど主張として、Yに対し損害賠償等を請求しました。

本件椅子の形状は、以下のとおりです。



(2) 第1審(東京地裁令和5年9月28日判決(令和3年(ワ)第31529号))の判断

本件の第1審である東京地裁は、以下のとおり判断して、Xらの主張を退けました。

東京地裁は、まず、応用美術の著作物性について、実用目的の美術量産品であっても、実用目的に係る機能と分離して、それ自体独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えている場合には、美術の範囲に属する著作物に該当すると判示しました。

そのうえで、本件椅子とY製品について、両者はその形態が表現するところにおいて明らかに異なること、仮に本件

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

椅子の著作物性を認める立場を採用したとしても、基本的にはデッドコピーの製品でない限り、製品に接する者が本件椅子の細部に宿る直線的構成美を直接感得することはできないことなどを挙げて、Y製品の製造販売は複製・翻案に当たらず、著作権侵害は成立しないと判断しました。

(3)原審(知財高裁令和6年9月25日判決(令和5年(ネ)第10111号))の判断

また、本件の控訴審である知財高裁は、以下のとおり判断して、本件椅子の著作物性を否定しました。

知財高裁は、まず、実用品の形状等の創作的表現に著作物性が認められるのは、実用的機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合、又は、当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたと認められるような場合に限られると判示しました。

そして、本件椅子は椅子としての機能を離れて独立した美的鑑賞の対象とはいえないこと、本件椅子の製造販売状況に照らすと専ら美的鑑賞目的で制作されたとはいえないこと、仮に創作性を認めても、Y製品は本件椅子の本質的特徴を備えていないことなどを理由として、本件において著作権侵害は成立しないと判断しました。

(4)上告審におけるXらの主張

知財高裁判決に対して、Xらは上告受理申立てを行い、最高裁は、上告を受理しました。

本件の争点である本件椅子が著作物に該当するか否かについて、Xらは、次のように主張しました。

- 量産実用品であっても、その形状等が創作的な表現であれば、美術の範囲に属するものとして著作物に該当する。
- 本件椅子は、その特徴的な形状が創作的表現であり、著作物に当たる。

3 最高裁の判断

最高裁は、まず、量産実用品について、その形状等が創作的表現であれば直ちに著作物に当たるとの解釈を採ることは相当でないと判示しました。最高裁は、その理由として、概要、次の点を挙げました。

- 量産実用品の形状等について、意匠法に加えて著作権法により保護されることを広く認めた場合には、あえて費用等を投じて意匠登録を受けなくとも、同法によって、より長期間、広範に保護が受けられることとなる可能性があり、意匠法の存在意義を損なうおそれがある。
- 量産実用品の形状等について広く著作権法の保護が及ぶとすると、著作者人格権により権利関係が複雑化して量産実用品の利用が妨げられたり、意匠権の存続期間満了後も長期間にわたって量産実用品の形状等を自由に利用することができなくなったりすることにもなりかねず、産業の発達に寄与するという意匠法の目的が阻害されるおそれもある。

一方で、最高裁は、量産実用品であっても、

- 表面に単なる模様や表面加工の域を超える装飾が付加されているもののように、当該付加部分の形状等が、機能と関連せず、観念上、機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるもの
- 全体として彫刻等とも看取できるもののように、その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるもの

については著作権法の保護が及ぶと説示したうえで、最高裁は、量産実用品の著作物性が認められるための要件について、以下のとおり判示しました。

量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができる場合には、著作権法上の「美術の著作物」に該当する。

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

そして、最高裁は、Xらが指摘する本件椅子の形状(約66度の略L字型を成して床面から立ち上がっている2本の脚を有し、当該2本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点)は、子供用椅子としての機能に由来する構成が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情すぎない、本件椅子の形状は機能由来の構成としてしか把握できず、機能とは別個の創作的表現として把握することはできないとして、本件椅子は著作物にあたるとはいえないと結論付けました。

4 本判決の意義

応用美術の著作物性については、主に次のような学説が提唱されてきました。

- ① 純粋美術同視説: 実用品を著作物として保護するためには、絵画や彫刻などの純粋美術と同視できるほど高度な芸術性が必要とする考え方。
- ② 創作的表現説: 量産品であっても、著作者の個性が現れた「創作的な表現」であれば一律に著作物として保護すべきとする考え方。
- ③ 分離可能性説: 実用品において鑑賞の対象となる部分が実用的な機能又は実用目的に必要な構成と分離して把握できる場合には、その部分を著作物として保護する考え方。

平成27年に、本件椅子について②創作的表現説に立脚して著作物性を肯定した(ただし、侵害は否定)知財高裁判決(知財高裁平成27年4月14日判決〔TRIPP TRAPPⅡ事件〕)が現れ、議論を呼びましたが、その後の地裁・高裁判決では、TRIPP TRAPPⅡ事件知財高裁判決は必ずしも踏襲されておらず、むしろ、近年は③分離可能性説を採用したと思われる判断を示す裁判例が多くみられました。本

判決は、「量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合」という要件を定立しており、③分離可能性説に近い立場を示したものと思われます。

本判決に付された尾島明裁判官の補足意見では、原審が用いた「美的鑑賞の対象」という基準は、高度な芸術性が必要との誤解を招きかねないこと、美的な芸術としての鑑賞に値するか否かの判断を裁判所が行うことは適切でないことから、法廷意見では「美的鑑賞」という言葉を避け、「観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合」という基準を採用したと説明されています。本件の知財高裁判決のように、③分離可能性説を採用しつつ、実用的機能から分離された部分が独立の美的鑑賞の対象となることを求める見解に対しては、美的鑑賞性が「美しい」ことを意味するのであれば①純粋美術同視説に逆戻りであるといった批判がされていたところ、この補足意見により、量産実用品において機能に由来する構成とは別個に思想又は感情の創作的な表現として把握することができる形状が認められる場合には、当該形状について純粋美術のような高度な芸術性があることは要求されず、創作者の思想又は感情が創作的に表現されていると認められれば足りるという解釈をとるべきことが明らかにされたと考えられます。

他方、尾島裁判官の補足意見では、上記要件も抽象度が高いものであることも指摘されています。従前の裁判例が採用した③分離可能性説においても、どのような場合に実用的な機能又は実用目的に必要な構成と分離可能であるのかといった点については判断基準が確立していなかったところ、最高裁が示した「観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握するこ

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

とができる」という要件についても、どのような場合にこの要件を満たすといえるのか、必ずしも一義的に判断できるわけではないように思います。本判決が量産実用品の形状等について意匠法に加えて著作権法により保護されることを広く認めた場合の弊害を挙げていることからすれば、量産実用品のデザインの保護は原則として意匠法の守備範囲であり、著作権法による保護が及ぶ場合は例外的な場合であるというのが本判決の根底にある考え方のように思われます。そうすると、本判決が示した要件は厳格に判断され、量産実用品について著作権法による保護が及ぶ場面は限られるのではないかと考えられます。

以上のとおり、本判決は、長年議論されてきた応用美術・量産実用品の著作物性について最高裁として要件を定立した点に実務上重要な意義があります。本判決が示した「観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができる場合」という基準をどのような場合に満たすのか、その判断の在り方については、今後の具体的な事例の集積が待たれるところです。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。